⑵　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備（一方の周波数セグメントとして5,530MHz又は5,610MHzを使用するものに限る。）においても、5.6GHzについては本項の試験を行う。

⑶　規定入力レベルとは、電波を発射しているパルス時間内の平均電力とする。この場合において、標準信号発生器等の出力信号は、極力オーバーシュートが無いように設定できる測定器を用いること。

⑷　十四の項３⑶において、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯を用いる無線設備であって、160MHzシステムを使用するものの通信負荷条件は、5.6GHz帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の17％になるように設定する。

⑸　利用可能チャネル確認

ア　試験機器が電波を発射していないことの確認及び試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は、試験機器の表示（表示のための治具も含む。）を確認する等の方法により行うことができる。

イ　試験機器を利用可能チャネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて試験機器を試験可能な状態に設定する。この場合において、試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じでなければならない。

ウ　２⑵アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μｓを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

エ　２⑵イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

⑹　運用中チャネル監視

ア　試験機器の通信負荷は試験機器の最大伝送信号速度の17％程度に維持し、通信負荷条件を監視する。

イ　IPパケット伝送に基づく送信を行う試験機器以外の場合は、試験機器の通信負荷条件については、擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件とする。

ウ　試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は、試験機器の表示の確認等スペクトル分析器を用いない方法を用いることができる。

エ　試験機器を運用中チャネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて試験機器を試験可能な状態に設定する。この場合において試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じでなければならない。

オ　２⑵アの固定パルス１及び固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μｓを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

カ　２⑵イの可変パルス５及び可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

キ　４⑵キ(ｳ)の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス１又は固定パルス２、固定パルス３、可変パルス４及び可変パルス５又は可変パルス６の試験回数の合計とする。

⑺　２⑸アにおいて、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社光建　根本　勝美　茨城県行方市四鹿１　国土交通大臣許可（般・特―27）第13066号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年５月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社プライムセキュリティー　三原　憲和　神奈川県横浜市戸塚区矢部町65　国土交通大臣許可（般―25）第25363号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　旭日産業株式会社　児玉　幹雄　東京都中央区日本橋本石町１―１―６　国土交通大臣許可（般・特―25）第8456号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月10日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大高電設株式会社　大高　　治　東京都世田谷区上馬４―12―21　国土交通大臣許可（特―24）第11419号